

久留米市第 9 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要

1 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度まで（3 年間）

2 基本方針

(1) 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと
暮らし続けられるまち 久留米

●地域共生社会の実現 ●地域包括ケアシステムの深化・推進

(2) 目指すべき姿

- ①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- ②見守り、支え合いの心が生きるまち
- ③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

(3) 計画推進に共通する基本的な視点

- 市民との協働の推進
- I C Tの積極的な活用
- 多機関連携の推進

(4) 基本施策と重点施策の設定

【基本施策】

- 住み慣れた地域で安全安心に
暮らすための環境づくり
- 地域における多機関連携による支援
体制の強化
- 権利擁護の推進
- 介護サービスの見込み量の推計と保
険料の設定

重点施策

- 健康づくりと社会参加の推進
- 認知症施策の総合的な推進
- 災害や感染症への備えと対応
の強化
- 持続可能な介護保険事業の
推進

3 施策体系

【基本理念】

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米

《地域共生社会の実現》 《地域包括ケアシステムの深化・推進》

【目指すべき姿】

- 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- 見守り、支え合いの心が生きるまち
- 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

【基本的な視点】

- 市民との協働の推進
- I C Tの積極的な活用
- 多機関連携の推進

【施策体系】

基本施策	主な具体的施策
重点施策 1 健康づくりと社会参加の推進	・健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ・多様な社会参加や生きがいづくりの促進、就業機会の確保
2 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり	・支え合いの仕組みづくり ・高齢者や介護家族への在宅生活支援 ・住環境の確保、円滑な移動のための環境整備 ・安全安心に暮らせる環境整備
3 地域における多機関連携による支援体制の強化	・地域包括支援センターの機能充実 ・多機関連携、重層的支援の推進 ・在宅医療、介護連携の推進
重点施策 4 認知症施策の総合的な推進	・認知症への理解を深めるための普及・啓発 ・認知症の予防、早期発見・早期対応 ・認知症の人やその家族への支援、認知症の人が交流や活躍できる場づくり
5 権利擁護の推進	・成年後見制度の普及、利用促進 ・虐待防止の意識啓発、早期発見、早期対応 ・権利擁護に関する相談、支援
重点施策 6 災害や感染症への備えと対応の強化	・災害に対する備えの支援 ・災害発生時の高齢者支援 ・介護サービス事業者等への支援
重点施策 7 持続可能な介護保険事業の推進	・介護人材の確保、定着への支援 ・給付の適正化 ・保険者機能の発揮、向上 ・介護保険制度の周知・啓発
8 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定	・介護サービス基盤の確保 ・介護サービス等の見込量の推計と保険料の設定

4 施策・事業の展開

◇第1章 健康づくりと社会参加の推進 <重点施策>

- ・高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組む。
- ・高齢者のライフスタイルや多様なニーズに応じた社会参加を推進するため、生涯学習やスポーツ活動、地域活動、就労を支援し、生きがいがいづくりにつなげる。

主な事業：健康管理アプリなどを活用した健康づくり、フレイル予防・介護予防の普及、重症化予防のための高齢者支援、介護予防・日常生活支援総合事業の見直し、介護予防通いの場への活動支援 など

◇第2章 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域におけるつながりの構築や見守り活動など、地域で支え合う仕組みづくりを進める。
- ・個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、高齢者が安心して移動できる環境整備などに取り組む。

主な事業：支え合いの仕組みづくりの推進、くるめ見守りネットワークの推進、家族介護教室、生活困窮者等の住まいの確保、福祉移動サービスの周知、高齢者の交通事故防止 など

◇第3章 地域における多機関連携による支援体制の強化

- ・高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図る。
- ・多機関協働による重層的支援体制を推進し、複合化・複雑化した課題の解決を図る。
- ・医療や介護、福祉等の多職種連携による地域ケア会議の運営を通じて、地域課題を踏まえた政策形成を行う。
- ・在宅医療と介護サービスが継続的に提供されるように、関係機関の連携を強化する。

主な事業：地域包括支援センターの相談窓口の利用促進、多機関協働事業の推進、地域ケア会議の推進、入退院支援における連携の推進 など

◇第4章 認知症施策の総合的な推進 <重点施策>

- ・認知症への理解を深める普及・啓発、認知症予防や早期発見・対応の拡充に取り組む。
- ・必要時に適切に医療・介護サービス等を提供できるように関係機関の連携強化を図る。
- ・認知症の人が交流し、活躍できる場づくりや、認知症の人の家族介護の負担軽減に取り組む。
- ・認知症の人や家族に対して、企業や地域団体等による日常生活における支援の仕組みづくりを推進する。

主な事業：関係機関・団体等と連携した普及・啓発、認知機能チェック、当事者ミーティングの実施、認知症カフェへの支援、チームオレンジ（オレンジ協力隊）の展開 など

◇第5章 権利擁護の推進

- ・高齢者がいつまでも尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体と連携し、成年後見制度の利用支援や成年後見センターの機能充実等、制度の普及・利用促進を図る。
- ・虐待防止の周知啓発や、虐待に関する相談等に対して関係機関と連携した早期発見・対応に努めるとともに、権利擁護に関する各種相談窓口の活用、判断能力が不十分な方等に対する自立支援に取り組む。

主な事業：成年後見制度の利用支援、成年後見センターの機能充実、市民後見人等の養成、虐待防止に向けた意識啓発、早期発見・早期対応、日常生活自立支援、終活ノートの普及啓発 など

◇第6章 災害や感染症への備えと対応の強化 <重点施策>

- ・近年多発する災害等に備え、高齢者向けの防災講座や防火指導の実施、避難行動要支援者の避難支援などによる地域防災力の向上を図る。
- ・災害時には、高齢者等に向けた避難情報の発信、避難場所の確保を行い、災害後に関係機関で連携して被災者支援を行う。
- ・介護サービス事業者等に対しては、避難確保計画策定や防災訓練の促進、災害や感染症の流行に備えた業務継続計画策定を支援し、対策の充実を図る。

主な事業：高齢者向け防災講座の実施、避難行動要支援者の支援、被災した高齢者等の支援、非常災害対策計画・業務継続計画の策定支援 など

◇第7章 持続可能な介護保険事業の推進<重点施策>

- ・必要に応じた良質な介護サービスを適切に提供できるよう、国・県の方針や制度改正等を踏まえつつ、介護人材の確保・定着に向けた支援や、適正な介護給付や要介護認定に取り組む。
- ・介護保険制度についての周知・啓発に努める。

主な事業：求職者と介護サービス事業者をつなぐ取組、介護職員の負担軽減、多様な介護人材の就労・定着支援、運営指導による介護サービスの質の確保、ヤングケアラー支援につなげるための介護保険制度の周知 など

◇第8章 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定

- ・第9期計画では、様々な要因を考慮したうえで、既存の施設の定員で追加需要に対応できるものと考えられることから、新たな介護保険施設・居住系サービスの整備はしないが、在宅生活の継続支援や既存施設の活用を図るものとする。
- ・総給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する。

主な事業：介護サービス基盤の確保、介護保険サービス等の見込量の推計と保険料の設定、低所得者に対する負担軽減 など